

協議離婚をするときや遺言をするときによく耳にするのが、公正証書という言葉です。この公正証書とはどういうものなのでしょう。

公正証書とは、公証人という公務員が公証人法・民法などの法律に従って作成する公文書のことです。公証人には、主に元裁判官、元検察官の方がなられています。公文書なので高い証明力があり、相手が金銭の支払いを怠ると、裁判所の判決などを待たないで直ちに強制執行に移ることができる強制執行認諾文言という条項を入れることができます。例えば、金銭の貸し借りや養育費の支払いなど金銭の支払いを内容とする契約の場合、相手が支払いをしないときには、原則は裁判を起こして判決などを得なければ強制執行をすることができませんが、公正証書を作成しておけば、すぐに執行手続に入ることができます。

公正証書の具体例としては、離婚に伴う慰謝料・養育費の支払いに関する公正証書、遺言公正証書、金銭の貸借に関する契約や土地・建物などの賃貸借に関する公正証書があります。

公正証書の内容である金銭の額に上限はないため、数千万円の支払をする公正証書もごくまれにあります。当事務所にご相談に来られる方に多いのは、離婚の際公正証書を作ってしまったが、無効にできないかというものです。中には、慰謝料として数千万円の支払いを認める公正証書を作ってしまった方もいらっしゃいます。一度公正証書にしてしまうと、100%無効にできないということはありませんが、よほどの事情がないと一度作った公正証書をひっくり返すのは難しくなります。また、作成の時も、公証役場で公証人の前で文言を確認されて作りますので、脅された、騙されたという事情もなかなか認められません。そして、上記の強制執行認諾文言を入れた公正証書には執行力がありますので、これがあると、給料や退職金を差し押さえることができてしまいます。

公正証書はそれだけ重いものなので、離婚やお金の貸し借りの際に、公正証書を作成する場合は、安易に判断せずに、弁護士などの専門家にご相談されるのがよいと思います。

KOBE STATION

神戸駅周辺
グルメリポート
らーめん
<会 KAI>

今回、ご紹介するのは「らーめん会」さんです。神戸駅周辺では大倉山のもっこすさんと並ぶ人気店で、夜はよくお店の前に行列ができています。

看板メニューはつけ麺で、他には豚鶏節ラーメンやあえ麺などがあります。つけ麺はつけ汁が特に絶品で、豚骨と鶏がらから取られ

たスープをベースに鰹節などを合わせており、クオリティーがすごく高く、大変おいしいです。

事務所から近いため、私も月に2回は通っています。人気店のため、時間によっては並ぶこともあります。是非一度、神戸屈指のつけ麺を味わってみてください。(事務局 A.T)

らーめん 会 KAI

中央区相生町4丁目4-5 宮北ビル1F
営業/11:00～14:00 18:00～22:00
定休日/水曜・日曜夜



お気に入りのつけ麺

リーガルドクター

の

ごあんない

法律事務所ではリーガルドクターという制度を設けており、皆様にご好評いただいています。実際に事件を依頼する時だけでなく、遺言の書き方や税金の問題まで、身近な法律問題にもアドバイスさせて頂いています。転ばぬ先の杖といった形でご利用いただければ幸いです。

顧問料 年間52500円(税込)

<夏期休業のお知らせ>

8月13日(木)・14日(金)は夏季休業のため休ませていただきます。

<土曜日>

交通事故・離婚無料相談実施中

三共神戸ツインビル11階

